

令和5年度 第12回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和6年3月27日(火)

開会 午前9時00分

閉会 午前10時30分

② 場 所 春日市役所405、406会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子
委 員	宮 崎 泰三郎
委 員	足 達 好 子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教育総務課長	武 末 竜 久
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	萩 原 裕 之
教育総務課長補佐	小 嶋 健 朗
教育総務課主任	松 尾 高 志

4 議事の概要

別 紙

午前 9 時 00 分 開会

【第 1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和 5 年度第 12 回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。染原委員を指名いたします。

【第 2 議案】

(1) 第 21 号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第 21 号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○武末教育総務課長

第 21 号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。提案理由は 2 つあります。1 つ目は、児童生徒の 1 人 1 台端末の整備による教育活動の質の向上から教育の情報化をさらに進め、学校校務及び児童生徒への教育活動の情報化、ICT の活用及び ICT 環境整備についての事務に取り組むことに伴い、所要の規定の整備を図るものとして、ICT の活用と環境整備を効果的に進めるために、教育総務課と学校教育課の分掌事務を明確にしております。

2 つ目は、春日市立の小中学校における校舎校庭の市民への開放を適切に推進するために設置された学校開放推進運営委員会が、その役割を終え廃止されることに伴い、所要の規定の整備を図るものとして、同規則の地域教育課の分掌事務から、学校開放推進運営委員会に関する規定を削除するものです。第 21 号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

今回の改正部分に直接関わるものではありませんが、規則中の学校教育課の事務分掌の中に、学校教育並びに教育及び保育に係る機関の連携及び協力とある後に、義務教育に係る機関を主体とするものに限るという文言がありますが、この事務は保育も関わってくる

ものだと思いますが、義務教育に限るとしているのはどういった意味があるのでしょうか。

○今福学校教育課長

義務教育に係る機関を主体とするものに限るという文言があるのは、規則上の所掌事務を規定するためです。こども未来課の昇町保育所の事務分掌には、教育及び保育に係る機関の連携及び協力の後に就学前の教育・保育に係る機関を主体とするものに限ると記載されています。それぞれの所掌事務を明確にするために分けているところです。

○安本委員

このような書き方だと、縦割りでうまく連携できるのかと思いましたが、規則で定める上で必要と理解できました。

○今福学校教育課長

安本委員が言われるとおり、所管同士の連携が必要不可欠な事務です。現在でも、こども支援部と連携し、指導主事が中心となって、交流会や研修等を開催しているところです。

○扇教育長

それでは第21号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第21号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第22号議案 春日市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について及び第23号議案 春日市社会教育指導員設置要綱を廃止する告示の制定について

○扇教育長

第22号議案と第23号議案の提案理由が同じことから、併せて説明をしていただきます。第22号議案 春日市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について及び第23号議案 春日市社会教育指導員設置要綱を廃止する告示の制定について事務局から説明をお願いします。

○萩原地域教育課長

この2つは同じ理由による廃止のため、一括して説明させていただきます。

提案理由としては、社会教育指導員が地方公務員法に規定する会計年度任用職員に位置付けられたことに伴い、当該規則と当該要綱を廃止するものでございます。

社会教育指導員とは、もとは市制施行の昭和47年に創設された、正規職員ではない嘱託職員と言われた立場の職員になります。成人教育、青少年教育、社会体育、社会教育施設、団体育成など、多岐にわたる業務を担う非正規職員として配置されたものでございます。

配置当初は、このような正規職員以外の嘱託職員の職種が少なく、業務、役割、身分及び位置付けなどが法的に曖昧であったため、主に任命の根拠的な部分を規則で定めており、業務の具体的内容を要綱で定められていた状況でございます。

令和2年4月に地方公務員法の改正を受け、社会教育指導員が会計年度任用職員として、春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則で職が明示されることとなりました。これにより、任用の根拠となる規則の裏付けが別にできた形となりました。

さらに、会計年度任用職員の職種は様々あり、50を超える職種の多くが、具体的業務内容を定める例規がございません。

このため、社会教育指導員だけ個別の例規が残ったままになり、バランスを欠くことになりましたので、規則の裏付けもでき、職種を定める必要もなくなったことから、当該規則及び要綱を廃止することになりました。第22号議案及び第23号議案の説明は以上です。

○扇教育長

それでは第22号議案 春日市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について及び第23号議案 春日市社会教育指導員設置要綱を廃止する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第22号議案 春日市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について及び第23号議案 春日市社会教育指導員設置要綱を廃止する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第24号議案 春日市社会教育推進モニター設置要綱を廃止する告示の制定について

○扇教育長

第24号議案 春日市社会教育推進モニター設置要綱を廃止する告示の制定について事務

局から説明をお願いします。

○萩原地域教育課長

第24号議案春日市社会教育推進モニター設置要綱を廃止する告示の制定についてです。提案理由は、社会教育推進モニター制度について、活用の見込みがないため当該要綱を廃止するものとなっております。

この社会教育推進モニター制度は、平成元年に制度が創設されまして、平成5年まで約5年ほど続いておりましたが、その後およそ30年間、制度が活用されずに現在に至っております。

このモニター制度には役割が3つありまして、1つ目が、社会教育に関し、教育委員会が依頼する質問に回答すること。2つ目が、教育委員会が招集するモニター会議に出席すること。3つ目が、社会教育に関する意見提言等を随時提出することとなっております。

現在、教育委員会で所掌する主な社会教育施策が、社会教育関係団体の支援、家庭教育支援、地域学校協働活動の推進となっており、制定当時とは異なり、縮小されているという現状があります。

それに加え、関係者から意見を聴取する他の手段も、当時に比べると、SNSであったり、インターネット等の手法もできており、さらに3つ目の役割の、社会教育に関する意見提言等を提出するというのは、現在、社会教育委員に行っていることでもあります。

このため、30年間制度が活用されていないという現状もあり、今後も活用が見込まれないということから、この要綱を廃止するものとなっております。第24号議案の説明は以上です。

○扇教育長

それでは第24号議案 春日市社会教育推進モニター設置要綱を廃止する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第24号議案 春日市社会教育推進モニター設置要綱を廃止する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第25号議案 社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

第25号議案 社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について事務局から説明をお願いします。

○萩原地域教育課長

第25号議案社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定についてです。

提案理由は、社会教育関係団体の登録について、人権に関する学習の実施を登録の要件とするため、当該要綱の一部を改正する必要があるものです。

現在は、登録されている社会教育関係団体に対しては、その団体の資質の向上のため、必ず人権学習会を実施していただくということを条件としております。そのことを要綱上にも明示する改正でございます。要綱第2条第5号に、人権に関する学習を継続的に行っていることという文言を追加しております。

また、この改正に合わせ、類似している要件をまとめるため、既存の要件の順番を入れ替えております。第25号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

これまでは人権学習をしていなくても登録されていたということでしょうか。

○萩原地域教育課長

要綱とは別に、登録の手引きというものに、人権に関する学習を実施することを明記しており、仕組みとしてはこれまでもありましたが、今回、要綱に規定したということでございます。

○扇教育長

それでは第25号議案 社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第25号議案 社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(5) 第26号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、第27号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放推進運営委員会に関する要綱を廃止する告示の制定について及び第28号議案 春日市地域学校協働本部に関する要綱の制定について

○扇教育長

第26号議案、第27号議案及び第28号議案の内容が密接に関連することから、併せて説明をしていただきます。第26号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、第27号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放推進運営委員会に関する要綱を廃止する告示の制定について及び第28号議案 春日市地域学校協働本部に関する要綱の制定について事務局から説明をお願いします。

○萩原地域教育課長

第26号議案、第27号議案及び第28号議案が同じ改正動機となっておりますので、一括して説明させていただきます。3つの議案については、1つの補助金の見直しが改正動機となっております。

まず26号議案の提案理由としましては、春日市立の小中学校における校舎校庭の市民への開放を適切に推進するために設置された学校開放推進運営委員会が、その役割を終え廃止されることに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるものです。

こちらの改正自体は、現行の欄の第4条にある学校開放推進運営委員会が役割を終えたため、この規定を削除するものとなっております。これに伴いまして、それ以降の条が1つずつ繰り上がる改正内容となっております。

この運営委員会に対し補助金を出しておりましたが、その補助金の見直しというのが、主な改正動機となっております。

運営委員会に対する補助金などを定めていたのが、第27号議案春日市生涯学習推進のための学校開放推進運営委員会に関する要綱を廃止する告示の制定について、こちらの要綱で、運営委員会の事務であったり、任期等の詳細、補助金のことを定めておりました。

これまで、運営委員会に対し1校当たり5万円の補助金を支給しておりましたが、そのため、18校全体で90万円の補助金を予算化して実施しておりましたが、この補助金を、目的をより具体化焦点化するとともに、時代の移り変わりに合わせて、今の春日市に合うように見直したということが改正動機となっております。それに伴い、学校開放推進運営委員会という組織が不要になったということになります。

補助金の目的が、学校での生涯学習の振興と学校開放の推進という、抽象的で幅が広いものでございましたので、各学校で使い方がまちまちで、漫然と使われていたような実態

がございました。また、時代の移り変わりに伴い、今の春日市に少し合わない部分が出てきていたということになりますが、具体的には、この学校開放推進運営委員会という組織が形骸化してたということが挙げられます。

もともと、学校開放を利用する団体が学校施設を自主管理することが大きな目的でしたが、それは現在、定着して確立されております。そのことによって、この委員会の存在意義が低下していき、今は事実上存在しておらず、実態は学校が、その補助金の使い道を探していたような現状がありました。

そのため補助金が、学校によっては第2の学校予算のような、生涯学習の推進や学校開放の推進ではなく、体育館用具の購入等、補助金の一部しか有効活用されていないような状況となっております。

このため、予算額と学校ごとに交付する補助金という性格を維持したまま、今の春日市の中心施策であるコミュニティスクールに焦点を当て、補助の目的を、地域学校協働活動の推進のため、平たく言うと、コミュニティスクールの活動のためと、より具体化し、子どもの育ち、学びのために、より生きた使い道ができるように見直したものとなっております。

このことに伴う改正が第28号議案になります。春日市地域学校協働本部に関する要綱の制定についてです。

提案理由は、春日市立の小学校及び中学校に、地域学校協働本部の事務局を設置し、その他地域学校協働本部に関して必要な事項を定める必要があるということになっております。改正部分を見ていただきますと、第1条の前のところに記載されておりますとおり、春日市地域コーディネーターに関する要綱がこれまでありまして、これを全部改正する形をとっておりますが、実質的には、この春日市地域コーディネーターに関する要綱を一部改正したものとなっております。

この要綱に、今回見直すこととなる補助金を組み込んだものが、この要綱になっております。

実質的に改正されている主な内容について御説明いたします。

第3条に地域学校協働本部事務局の規定を設けております。もともと、本市のコミュニティスクールの仕組みの中に、地域学校協働本部というものが概念的にありましたが、それを正式に、事務局を設置する規定を設けております。

第3条第1項で、事務局を設置することを明確にしまして、第2項で、事務局の所掌する事務を規定、第3項で、事務局は事務局長と地域コーディネーターで組織されるということを書いております。そして次の第4条で、事務局長の選任に関する規定を置いております。

事務局長は、学校運営協議会委員の中から選ぶこととしております。そして第10条で、今回見直すこととした補助金を規定しております。

第10条第1項に補助金の交付根拠となる規定を設けまして、第2項の補助金の使い道

については、学校運営協議会の承認を受けて決定することを想定した規定をしております。第4項では、補助金の実務をするのは地域コーディネーターであることを明記しております。

次の11条に補助対象経費に関する規定を設けております。補助金は、地域学校協働本部の事務に対して使われることを明記し、ただし例外として、人件費、旅費及び費用弁償、また国や他の団体からの補助金の対象となっているものは除外することを記載しております。

この補助金は、新しい活動を呼び込むというよりも、これまでコミュニティスクールの取り組みの中で、予算措置がなかった枠組みで活動していたところに、支援をするということに主眼を置いております。例えば親父の会であったり、財源的裏付けがない団体の活動を、少しでも補助していくような、そういうことに使っていけるようにしたいと考えております。

対象除外経費について、例えば人件費に充ててしまうと、ボランティアの有償無償の線引きが非常に難しくなってくることなどが考えられましたので、そこに充当しないための規定を設けております。また、国庫補助金等との重複を避けるための規定を第3号に設けております。26号議案から28号議案までの説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

地域学校協働本部というものを新しく立ち上げ、予算の使い道を明確にしていこうということですね。

伺いたいのは、学校運営協議会の中から選ぶ事務局長とは具体的にはどなたを想定されているのかということと、補助金を学校運営協議会の方に組み込んで、その中で例えば親父の会等の地域の活動に使っていただくという措置ができないのかということです。

改正案では、地域コーディネーターの負担が増えないか、組織が多いと事務等が煩雑になるのではないかとこの部分が気懸かりです。

○萩原地域教育課長

学校運営協議会の中から選ぶ事務局長は、教員と市職員は外した上で、学校運営協議会で決めていただくこととしております。

○安本委員

教員と市職員を外すという事は、地域の方、例えば区長が事務局長として想定されると

ということですか。

○萩原地域教育課長

区長が事務局長になることもあるかと思います。

狙いとしては、地域コーディネーターが実務を担い、今まで有効活用されていなかった補助金を有効活用するため、コミュニティスクールの仕組みに、いかに組み込むかというところが主眼となっております。

○安本委員

既存の学校運営協議会に組み込むことはできませんか。

○萩原地域教育課長

学校運営協議会には、事務局がありません。もともと国の示す考え方では、コミュニティスクールと地域学校協働本部は別物とされています。

ただし、本市の場合は、地域学校協働活動を含めた上でコミュニティスクールであると言っておりますので、少し国の考え方と異なる部分があります。

また、先ほどお話しされたように、複数の組織を立ち上げると、労力が増え非効率的になることもありますので、既存の組織を活用できるところは活用しようという発想で、事務局は立ち上げるけれども、学校運営協議会の仕組みもうまく使うというような形をとろうとしております。

また、補助金の使い道は、学校運営協議会の中であらかじめ決めてもらうようにしています。

○足達委員

学校運営協議会の中で決めるということですが、例えば、親父の会の団体の方が学校運営協議会に参加していない場合、この補助金の説明を受けることは難しいのではないかと思います。

○萩原地域教育課長

あくまでも、コミュニティスクールの活動に親父の会が参加した場合に使えるというもので、コミュニティスクールとは別の、それぞれの団体がやる活動に充てるというものはございません。コミュニティスクールに関わる際に、今まで支出できなかった経費を、支出できるようにしたものです。

その取扱いは地域コーディネーターも把握しておられますし、運営協議会の中では、新年度に向けて使い道を話し合われて、承認いただいている状況です。

○安本委員

地域コーディネーターは、1校当たり何人いらっしゃいますか。

○萩原地域教育課長

全員で30数人いらっしゃいまして、学校ごとに人数が異なりますが、少ないところでは1人というところもあります。

○安本委員

地域コーディネーターの負担が増えることで、今後のなり手が減るのではないかと心配になります。やってみないとわからない部分はあるかと思いますが、やはりお金の管理となると、簡単に考えることはできないので。

○萩原地域教育課長

おっしゃるように、今回お願いする部分の負担は増えることになります。地域コーディネーターには事前に御説明し、了承はいただいておりますが、実際にやってみて思った以上に負担があるという声は出るかもしれません。

○安本委員

補助金の監査はどのように行いますか。

○萩原地域教育課長

適切な使い方がなされているかは、市教育委員会で報告等をチェックいたします。

○扇教育長

要するに、コミュニティスクールに係る予算ということですね。コミュニティスクールに関係する方々を地域コーディネーターが繋いでるので、そこをうまく予算配分しながら、地域教育課がしっかり、会計監査や助言も行うと。

○萩原地域教育課長

現在の学校開放推進委員会に対する補助金の多くが、体育館の備品を買うなど、本当は学校予算でやっていただいてもいいようなものに使われていたところもあり、そこをやはり、より子どものために直接的に使うように、コミュニティスクールの仕組みに何とか入れ込もうとしているのが今回の改正なのですが、補助金を出すにはどこか受け皿を作らないといけません。

そのため、事務局を作り、地域コーディネーターにその実務を担っていただくという考えで、概念的にあった地域学校協働本部を立ち上げ、補助金を投入する仕組みを作りたい

ということが狙いとしてあります。ただ、そこに学校運営協議会も絡めているので、わかりにくくなっているかもしれません。

○金堂教育部長

現在、地域コーディネーターには、各地域の人材や、様々な学校の授業のつなぎをしていただいております。現場でこういった企画運営がされているのかというのは、地域コーディネーターが一番把握しやすい状態にあります。そこに財源を投入できるように今回の改正を行なったところです。まだ模索している途中のため、完璧とは思っておりませんが、今の学校開放にかかる補助金の使い方を、現場がより良くなるよう考えたものです。今は1校当たり5万円ですが、取っ掛かりとして、現場の様々な企画等、これまで手が差し伸べられなかったものに、少しでも使えるようにできないかという思いから、地域教育課長が説明してるところでございます。

○染原委員

実施して、メリットやデメリットを出して整理していくことも必要になるかと思えます。

○宮崎委員

内容はすごく良いと思うのですが、もう少し早く情報を提供していただきたいと思えます。学校運営協議としても後1回しかないというタイミングで言われたため、急な話で現場が混乱してしまいました。私個人的にも、教育委員として周囲に尋ねられるような状況がありましたが、答えることができなかったのです。

○扇教育長

第26号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、第27号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放推進運営委員会に関する要綱を廃止する告示の制定について及び第28号議案 春日市地域学校協働本部に関する要綱の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第26号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、第27号議案 春日市生涯学習推進のための学校開放推進運営委員会に関する要綱を廃止する告示の制定について及び第28号議案 春日市地域学校協働本部に関する要綱の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(6) 第29号議案 春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

第29号議案 春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について事務局から説明をお願いします。

○萩原地域教育課長

提案理由は、春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。

先ほどの26号議案で学校開放推進運営委員会の規定が削除されたことで、その規則を引用してる部分が、1条繰り上がったという形になります。現行が第6条第1項を引用していたものが、第5条第1項に変わります。条ずれに合わせて、こちらの要綱も改正したものです。第29号議案の説明は以上です。

○扇教育長

それでは第29号議案 春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第29号議案 春日市学校開放施設の使用に係る使用者登録に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(7) 第30号議案 令和6年度県費負担教職員の人事異動に関する内申について

○扇教育長

第30号議案 令和6年度県費負担教職員の人事異動に関する内申についてでございますが、この議案は、「内容上人事に関する事項」に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第30号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第30号議案は非公開とします。

- ・ 第30号議案は、非公開。
- ・ 審議の結果、第30号議案は、全員賛成により可決。

(8) 第31号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

第31号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について事務局から説明をお願いします。

○武末教育総務課長

提案理由は、公印の取り扱いにつきまして、管守者が厳格かつ正確に行われるように注意しておりますが、管守者が不在のとき、管守者があらかじめ指定する職員がその職務を行います。この管守補助者の指定について、所要の規定の整備を図ることが提案の理由です。

第4条で、公印の管守補助者について整理しております。例えば、公印の管守者である教育総務課長が会議等で席を外してる時は、課長補佐が公印の管守を行うという取扱いはこれまでも行っておりましたが、規程上、明確に定めるということで、管守補助者として整理してます。

これは春日市の公印管守の取扱いが同様に変わることに伴い、教育長印の管守についても合わせて改正をすることとなっております。説明については以上です。

○扇教育長

それでは第31号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第31号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

【第3 報告事項】

(1)教育長報告

○扇教育長

1週間ほど前、春日北小学校の児童が下校中、赤信号のため横断歩道で待機をしていたところに、居眠り運転をしていたと言われる車が歩道に乗り上げ、児童3人をひいたという事故がありました。緊急でそれぞれ病院に搬送しましたが、3人とも命に関わるけがはありませんでした。

2点目です。春日市の小学校で起きたことです。体育の時間に跳び箱を使った運動を行っていた際に、1人の児童が跳び箱の途中から落ちて、背中を打ったということです。学校から家庭に連絡をして、保護者が迎えに来られてから病院に連れて行き、結果的には腰を強く打っていたということで、ギブスをするということになりました。

この事案については、学校の事故があった際の対応マニュアルを作っているのですが、マニュアルに沿った動きがされていないということで、校長に対し、教育長名による文書での嚴重注意を行っております。

(2)事務局報告

○扇教育長

令和5年度教育費補正予算について、事務局から報告をお願いします。

○武末教育総務課長

令和5年度の教育費関連補正予算についてです。2月14日に開催しました教育委員会議において説明しました歳入歳出の補正予算について、3月議会で可決いただいておりますので、御報告いたします。補正額についての変更はありませんでした。説明は以上です。

○扇教育長

春日市議会3月議会期間における一般質問について、事務局から報告をお願いします。

○武末教育総務課長

市議会の3月議会における一般質問については、5人の市議会議員から5項目の質問を受けております。

質問及び回答の内容につきましては、資料に記載のとおりですので、御確認をお願いいたします。

○扇教育長

第3回春日市立学校通学区域審議会及び答申について、事務局から報告をお願いします。

○今福学校教育課長

春日市立学校通学区域審議会及び答申について説明をいたします。

議案書に記載しておりますとおり、2月26日月曜日、本年度3回目の春日市立学校区域審議会を開催しております。

今回の会議の内容は、前回までに審議した諮問事項3点でございます。

1つ目は、現状を踏まえた通学区域のあり方、2つ目は、1つの行政区が複数校区に分かれる場合の学校区の検討。3つ目は、ちくし台地区の校区の検討について答申内容の審議が行われております。

この審議を踏まえ、3月5日付で答申書が提出されております。答申書は資料として付けておりますので、後程御覧いただければと思います。

概要を説明させていただきます。

まず諮問事項の1です。現状を踏まえた通学区域のあり方については、当面の児童生徒数の推移を見る限り、現状で全面的な再編の必要はないという内容になっております。

それから諮問事項の2です。1つの行政区が複数校区に分かれる場合の学校区の検討については、4つの地区が対象になっております。上白水地区、惣利地区、春日地区、大土居地区でございます。これについて審議した結果、上白水、惣利、春日この3つの地区については、児童数の分布、学校の適正規模の維持等を考慮すると、現状維持はやむを得ないということになりました。

大土居地区に関しては、天神山小学校の校区に該当する区域の大部分を白水大池公園の敷地が占めており、当該区域内に居住する児童数が非常に少数であることや、通学距離など地理的な面を考慮すると、春日南小学校に統合することに大きな支障がないため、大土居地区全体を春日南小学校とするということになりました。

最後に、諮問事項の3です。ちくし台地区の校区の検討につきましては、小学校は春日南小学校、中学校は春日中学校とそれぞれ1校にまとまって進学しており、複数校にまたがっているわけではないため、当面はこれを維持し、将来の児童生徒数の推移を見た上で、小中学校間のねじれ解消については、全体的な見直しの中で、再度検討するということになりました。説明は以上でございます。

○扇教育長

第6回社会教育委員の会議について、事務局から報告をお願いします。

○萩原地域教育課長

令和5年度第6回社会教育委員の会議について御報告いたします。

開催日時は、令和6年2月15日となっており、令和5年度最後の会議ということになります。

内容については、取りまとめていただいております提言書の授与式を、教育長あてに行ったということになっております。報告は以上です。

【第4 調整事項】

- (1) 4月定例教育委員会議の日程について
令和6年4月19日（金） 午前9時 決定
- (2) 5月定例教育委員会議の日程について
令和6年5月17日（金） 午前9時 予定
- (3) 4月教育委員懇談会の日程について
令和6年4月19日（金） 午前10時 決定
- (4) 5月教育委員懇談会の日程について
令和6年5月17日（金） 午前10時 予定

午前10時30分 閉会